ミスポはこだて　定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この団体は、ミスポはこだて（以下「ミスポ」という。）と称する。

（事務局）

第２条　ミスポの事務局は事務局長宅に設置する。

（目的）

第３条　ミスポは子供から高齢者まで，多世代の人々や家族が気軽に楽しく活動できる多様なスポーツ・健康づくりの場を地域住民に提供し、いつでも、どこでも、誰でもが楽しくスポーツが出来る環境を築き、総合型地域スポーツクラブとして地域住民の健康増進とコミュニティーの場を提供しスポーツの振興及び普及発展を目的とする。

第２章　事業

（事業）

第４条　ミスポは前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(１) 運動・スポーツの振興及び普及に関する事

(２) 各種スポーツ教室及びイベントの企画運営

(３) 社交的、文化的、芸術的、科学的、娯楽的活動を奨励し参加する

(４) 青少年の育成に関する事

(５) 福祉に関する事

(６) 前各号に付帯又は関連する一切の業務

第３章　会員

（種別）

第５条　ミスポの会員は次の５種類とし、別に定める年会費を納入しなければならない。

(１) 正会員　　　　ミスポの目的に賛同し、入会した個人、および団体。

(２) 一般会員　　　ミスポの目的に賛同し、参加するために入会した個人および団体。

(３) ジュニア会員　ミスポの目的に賛同し、参加するために入会した個人および団体。

(４) シニア会員　　ミスポの目的に賛同し、参加するために入会した個人および団体。

(５) 賛助会員　　　ミスポの目的に賛同し、援助するために入会した個人および団体。

（入退会）

第６条　会員の資格を取得する条件は定めない。

２　会員として入会しようとする者は、入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限りその入会を認めなければならない。

３　理事長は、入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

４　退会を希望するものは、退会届を提出して、任意に退会することができる。

（入会金および会費）

第７条　会員は総会の議決において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

（資格の喪失）

第８条　会員が次の各号の一に該当する時は、その資格を喪失する。

(１) 退会届の提出があったとき。

(２) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、または当該団体が消滅したとき。

(３) １年以上会費を滞納し、納入の意思がないと理事長が認めるとき。

(４) 除名されたとき。

（除名）

第９条　会員が、この定款に違反したとき、またはこのクラブの名誉を傷つけたとき、またはこのクラブの目的に反する行為をしたときは、理事会の議決を経て、理事長はこれを除名することができる

　　この場合に、理事長は、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（会費および拠出金品の不返還）

第１０条　既納の会費およびその他の既拠出金品はこれを返還しない。

第４章　役員

（役員及び任期）

第１１条　ミスポ運営のために、次の役員を置く。役員の任期は２年とし再任を妨げない。

(１) 理事３人以上２０人以内

(２) 監事１人以上２人以内

２　理事のうち、１人を理事長、３人以内を副理事長、２人をクラブマネージャーとする。

３　後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

４　補欠または増員によって就任した役員の任期は、前任者又は現任者の任期の残任期間とする。

５　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者の就任までは、その職務を行うものとする。

（役員の選任）

第１２条　理事及び監事は、総会において選任する。

２　理事長、副理事長およびクラブマネージャーは、理事の互選とする。

３　監事は、理事又はこのクラブの職員をかねることはできない。

４　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者及び３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者および３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

（役員の職務）

第１３条　理事長および副理事長はこのクラブを代表し、その業務を総理する。

２　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

３　クラブマネージャーは、理事長及び副理事長を補佐し、このクラブの業務を行う。

４　理事は、理事会を組織しこの定款の定め及び理事会の議決に基づき、このクラブの業務を行う。

５　監事は次に掲げる職務を行う。

(１) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(２) このクラブの財産の状況を監査すること。

(３) 前２号の規定による監査の結果、このクラブの業務または財産に関し不正の行為又は法令若しくは法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告する事。

(４) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(５) 理事の業務執行の状況又はこのクラブの財産の状況について、理事に意見を述べ若しくは理事会の招集を請求すること。

（欠員補充）

第１４条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第１５条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決により、これを解任することができる。この場合においては、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(１) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認められるとき。

(２) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（費用弁償）

第１６条　役員には業務遂行に費やした費用を弁償することができる。

第５章　総会

（種　別）

第１７条　ミスポの総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構　成）

第１８条　総会は正会員をもって構成する。

（機　能）

第１９条　総会は次の事項について議決する。

(１) 定款の変更

(２) 解散

(３) 合併

(４) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(５) 事業報告及び活動決算

(６) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(７) 入会金及び会費の額

(８) その他運営に関する重要事項

（開　催）

第２０条　通常総会は毎年１回開催する。

２　臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

(１) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(２) 正会員総数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(３) 第４章第１３条第５項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

（招　集）

第２１条　総会は前条第２項第３号を除き理事長が招集する。

２　理事長は前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から４５日以内に臨時総会を招集しなければならない

３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議　長）

第２２条　総会の議長は、理事長又はその総会において、出席した正会員の中から理事長が指名した者がこれにあたる。

（定足数）

第２３条　総会は、正会員の３分の１以上の出席がなければ開催する事ができない。

（議　決）

第２４条　総会における議決事項は、第２１条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

３　理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第２５条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。

２　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

３　前項の規定により表決した正会員は、前２条、次条第１項及び第４７条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第２６条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(１) 日時及び場所

(２) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。

(３) 審議事項

(４) 議事の経過の概要及び議決の結果

(５) 議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、

押印しなければならない

３　前２項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の議決があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(１) 総会があったものとみなされた事項の内容

(２) 前号の事項の提案をしたものの氏名又は名称

(３) 総会の議決があったものとみなされた日

(４) 議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名

第６章　理事会

（構　成）

第２７条　理事会は、理事をもって構成する。

（機　能）

第２８条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項について議決する。

(１) 総会に付議すべき事項

(２) 総会に議決した事項の執行に関する事項

　１.　事務局の組織及び運営に関する事項

　２.　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開　催）

第２９条　理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する

(１) 理事長が必要と認めたとき。

(２) 理事総数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって召集の請求があったとき。

(３) 第１３条第５項第５号の規定により、監事からの招集の請求があったとき。

（招　集）

第３０条　理事会は理事長が招集する。

２　理事長は前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から２０

日以内に理事会を招集しなければならない。

３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法によって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（定足数）

第３１条　理事会は理事総数の過半数の出席をもって成立するものとする。

（議　長）

第３２条　理事会の議長は、理事長または理事長が指名する者がその任を務めることができる。

（議　決）

第３３条　理事会における議決事項は、第３０条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　理事会の議事は出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第３４条　各理事の表決権は平等なるものとする。

２　やむを得ない理由のため理事会に出席出来ない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

３　前項の規定により表決した理事は、前２条、次条第１項の規定の適用については理事会に出席したものとみなす。

４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第３５条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(１) 日時及び場所

(２) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者又は表決委任者がある場合にあってはその旨を付記すること。）

(３) 審議事項

(４) 議事の経過の概要及び議決の結果

(５) 議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。

第７章　事務所及び事務局

（事務所）

第３６条　このクラブは事務所を北海道函館市におく。

（事務局）

第３７条　このクラブに事務局をおく。

２　事務局は事務局長及び事務局職員により構成される。

　　事務局長及び事務局職員の任免は理事長がこれを行う。

３　事務局の組織及び運営に関して必要な事項は理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

第８章　資産及び会計

（資産の構成）

第３８条　このクラブの資産は、次の各号をもって構成する。

(１) 設立当初の財産目録に記載された資産

(２) 入会金及び会費

(３) 寄付金品

(４) 資産から生ずる収益

(５) 事業に伴う収益

(６) その他の収益

（資産の管理）

第３９条　このクラブの資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第４０条　このクラブの会計は、その行う事業に応じて一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

（事業計画及び予算）

第４１条　このクラブの事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第４２条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

２　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予備費の設定及び使用）

第４３条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

２　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第４４条　予算議決後にやむを得ない自由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第４５条　このクラブの事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

２　決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第４６条　このクラブの事業年度は毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（臨機の措置）

第４７条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄を使用とするときは、総会の議決を経なければならない。

第９章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第４８条　このクラブが定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決をなければならない。

（解散及び合併）

第４９条　このクラブは次に掲げる事由により、解散することができる。

(１) 総会の決議

(２) 目的とする活動に係る事業の成功の不能

(３) 正会員の欠乏

(４) 合併

(５) 破産

(６) 所轄庁による設立の認証の取消し

２　前項第１号に事由によりこのクラブが解散するときは、正会員の４分の３以上の承諾を得なければならない。

３　目的とする活動に係る事業の成功の不能によりこのクラブが解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

４　このクラブが合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第１０章　公　告

（公　告）

第５０条　このクラブの公告は、このクラブの掲示場に掲示を行うとともに、ホームページに掲載して行う。

第１１章　雑則

（細　則）

第５１条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

付則

この定款は平成２８年２月１１日から施行する。

平成２９年　５月１３日一部改正

平成３０年　４月２０日一部改正